

# 農業経営基盤の強化の促進に関する

## 基本的な構想

令和5年9月

萩市

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 萩市は、山口県の北部に位置し、阿北地域（田万川地域、須佐地域）、阿中地域（むつみ地域、福栄地域）、阿西萩地域（萩地域、川上地域、旭地域）で構成され、総面積は 698.31k m<sup>2</sup>で、山口県のおよそ1割の面積を有している。周辺は、北は日本海、阿武町に面し、海上には島々が点在しており、東部は益田市（島根県）、津和野町（島根県）、南東部は山口市、西は長門市、美祢市に接している。

気候として萩地域は、北浦海岸のほぼ中央に位置しており、中国山地に源を発する阿武川の下流に形成された三角州を中心として構成している。したがって三方を中国山地に囲まれ、農地の造成に適しているところは少なく、年平均気温は 16.4℃と比較的温暖で年間降水量は 1,761 mmと比較的多く、山陰型の気候で平坦地となっている。土質は埴壤土から砂壤土が比較的多い地域である。

むつみ地域、福栄地域は萩市のほぼ中央部にあり、平均標高 360m、年間平均気温 13.5℃と比較的冷涼な気候で、年間降水量は、1,809 mmと比較的多く、準高冷地に位置している。母岩は玄武岩質が主体で、土質は埴壤土が主体であるが、一部で黒ぼく粘質土壌が広がっている。

須佐地域、田万川地域は、萩市の北部に位置し、日本海沿岸部から南に向け山間部が形成されている。その為、沿岸部と内陸部山間部では気象条件が大きく異なっており、内陸部山間部では 30～40 cmの積雪を見ることがある。

川上地域、旭地域は萩市の南部に位置し中国山地の険しい山岳地帯と阿武川流域との限られた地帯で形成されている。

すなわち、萩市は対馬海流の影響を受ける比較的温暖な沿岸部から中山間地域である準高冷地まで、変化に富んだ自然豊かな環境を有している。

農業の動向として島嶼部から阿武川河口に開けた平坦地、中山間の傾斜地、台地に開けた畑作地帯からなり、標高 0m から 500m で営農が展開されている。

萩市の農業生産は、萩地域では地域の地形条件を活かした農業生産が盛んで、たまねぎやブロッコリー等の露地野菜、冬春きゅうり、夏秋きゅうり等の施設野菜、夏みかんが栽培されている。むつみ地域では農業生産が盛んな地域で、水稻栽培が盛んなほか、露地野菜のだいこんの他に夏秋トマトの栽培が大きなウエイトを占めている。また、近年はニンジンの生産

が拡大している。福栄地域は、水稻栽培を基幹として水田利用による葉たばこの裏作として重量野菜のはくさい、キャベツの栽培が行われている。須佐地域、田万川地域は、稲作とは別に、もも、なし、長門ゆずきちの栽培が行われている。川上地域、旭地域は水稻のウエイトが高いが、阿武川流域を中心に、たまねぎ、ゆずが栽培され品質向上に向けた取組がなされており、近年かぼちやの生産も徐々に増えている。

また、山口県に於ける主要な農業地域であって、県民食料の生産供給基地であるばかりでなく、米をはじめとして野菜、果実、肉用牛等の良質な農産品の産地として高い評価を受けており、地域経済に占める農業への依存度も高く、農業を主たる産業として発展が期待される。

- 2 農業構造の現状として、総農家数のうち担い手と呼ばれる専業農家数が占める割合は少なく、高齢専業農家がかなりの割合を占めている。第1種兼業農家及び第2種兼業農家は、農外収入への依存を高めている。

農業就業人口、基幹的農業従事者とも急激に減少しており、しかも、高齢者及び女性の占める割合が高い。また、島嶼部を除くと30歳以下の農業専従青年はわずかで、農業の担い手は脆弱化している。

今後は、水稻については低コスト栽培を推進し、高収益性の作目、作型を、担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

畜産については、生産コストの低減等総合的に推進し、さらには、自給飼料の向上による経営の安定化、畜産環境問題への適切な対応を図るため耕畜連携による飼料作物の作付けを推進する。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 萩市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農

業経営の発展の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化等、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、萩市の農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

ア 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

萩市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者一人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、萩市その他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者一人あたりの年間農業所得270万円程度)を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の中心となるような農業構造の確立を目標とする。

イ 効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するための方策

(ア) 経営体の経営基盤の強化

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画に位置付けられる地域内の農業を担う者に対しては、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項)の積極的な活用により、利用権の設定、農作業受委託等の積極的な促進、農地の面的集積の促進を図り、規模拡大及び農地の集約化を推進する。また、集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成を推進する。加えて、近年発展著しい、IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の実現による、生産性の向上や労働力不足の解消に向けた取組を支援していく。

(イ) 集落営農法人の育成、経営の安定化

農業の担い手不足が進行している地域では、持続可能な農業生産を図るため、関係機関が連携して集落営農法人による営農の維持、法人連合体へ向けた取組を支援する。

特に、土地利用型農業にあつては、これまで地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整等が行われている実態を踏まえ、1～数集落の単位で話し合い活動を活性化させ、地域計画の検討及びその実践を通じ、集落営農法人等の農業中核経営体を育成するとともに、経営に必要な農地の集積・集約化や機械・施設の整備を支援する。

また、集落営農法人の所得向上と経営安定を図るため、経営規模の小さな集落営農法人の集約、麦・大豆の生産拡大や野菜の導入等経営の複合化を進めるとともに、農業生産に関連した農産物加工や直売所運営等による6次産業化も推進する。

#### (ウ) 多様な経営体の育成・確保

農業の経営体が不足する地域においては、農地所有適格化法人以外の法人が、農作業受託や農業経営を行えるよう企業の農業参入のための研修会や企業と地域との仲介・情報提供等を行い、他産業と連携した多様な経営体の育成・確保に向けた支援を行う。

#### (エ) 農業経営への女性の参画

農業就業人口の約4割を占める女性は、農業生産の重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者の集落営農法人等への加入・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

#### ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

萩市における新規就農者数の推移を見ると、平成24年以前は年間5名程度で推移していた。平成24年度以降は国の青年就農給付金の開始等に伴い新規就農希望者が増加し、併せて、国の支援対象外の方に対し、市独自の支援を開始したことにより、過去3年間で23件24名が新規に就農・就業した。そのうち就農時に40代以下の方は10名であり、全体の約4割を占めている。

青年等の就農者の育成・確保に当たっては、今後の地域農業の発展を図るため、農業・農村の生産と生活の条件整備を促進するとともに、就農促進のための支援等の一層の充実強化を図り、農業者をはじめ関係機関及び団体が一体となって取り組んでいくことが重要である。

また、幅広い年齢層から就農者を確保するため、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

なお、萩市では、自ら農業経営を開始する者と農業法人等に就農する者を合わせて新規就農者を毎年10名育成することを目標としている。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

萩市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針と同じ主たる従事者1人あたりの年間農業所得175万円以上）を目標とする。

#### ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するための方策

新規就農する際の所得の確保や技術の習得等を図るため、就農前後の青年等に対する給付金等の給付及びリタイアする農業者の経営資源が新規就農希望者に継承されるよう、事業継承を促進する。

また、公益財団法人やまぐち農林振興公社、県農業会議、山口県農業協同組合、県農林水産事務所等が連携し、相談から就農までの過程で情報の共有化を行い、円滑で効果的な各種支援を受けることができるよう支援体制を整えるものとする。

### 4 萩市は、将来の萩市農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たり、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、萩市は、関係する山口県農業協同組合、農業委員会、県農林水産事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、あぶらんど萩地域農業推進協議会を設置し、各地域における幹事会にて各集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、上記の各地域の幹事会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域

の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、既にある集落営農法人等で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の集約化を推進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度の普及啓発に努め、集落を単位として集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行い必要に応じ数集落をまとめた広域的な組織営農へ誘導する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大を併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、各作業受託者協議会等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格化法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を

育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位として生産組織の育成（集落協定）を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人の設立を図る。

さらに市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、地域計画と整合が取れるよう推進する。

法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれらの認定農業者・認定就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、萩市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象として、ハード、ソフト事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者・認定就農者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 萩市は、あぶらんど萩地域農業推進協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、

先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を県農林水産事務所の協力を受けつつ行う。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、各種計画・指針及び優良事例を踏まえ、当市における主要な営農類型の指標を設定した。

### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業専従者の対応等
土地利用型	<作付け面積等> 水稻+作業受託  水稻（主食用）：4.0ha 水稻（飼料用）：2.5ha 作業受託：4.5ha	<主要な資本装備> 機械・資材庫（100㎡） 1棟 トラクタ（30ps） 1台 ※トラクタにはロータリー装備 超砕土ロータリー 1台 代かきハロー（2.4m） 1台 ライムソア（300L） 1台 田植機（6条・側条施肥機付き） 1台 コンバイン（4条グレンタンク） 1台 背負式仮払機 1台 水稻播種機 1台 軽トラック 1台 <その他> 乾燥調製は共乾施設委託 防除は無人ヘリ防除委託	複式簿記 記帳の実施による 経営と家計の分離  青色申告 の実施	家族経営 協定の締結に基づく 給与制、 休日制の 導入
	<作付け面積等> 水稻+白ねぎ  水稻（主食用）：4.0ha 水稻（飼料用）：2.5ha 作業受託：3.6ha 白ねぎ：0.7ha	<主要な資本装備> 機械・資材庫（100㎡） 1棟 トラクタ（30ps） 1台 ※トラクタにはロータリー装備 超砕土ロータリー 1台 代かきハロー（2.4m） 1台 ライムソア（300L） 1台 田植機（6条・側条施肥機付き） 1台 コンバイン（4条グレンタンク） 1台 背負式仮払機 1台 水稻播種機 1台 コンプレッサー、皮むき機 各1台 結束機、根葉切り機、選別機 各1台 歩行型管理機 1台 軽トラック 1台 <その他> 乾燥調製は共乾施設委託 防除は無人ヘリ防除委託 白ねぎは選果場の活用等による農協共販	複式簿記 記帳の実施による 経営と家計の分離  青色申告 の実施	家族経営 協定の締結に基づく 給与制、 休日制の 導入

	<p>&lt;作付け面積等&gt;          水稻+タマネギ</p> <p>水稻（主食用）：4.0ha          水稻（飼料用）：2.5ha          作業受託：4.0ha          タマネギ：1.0ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（100㎡） 1棟          トラクタ（30ps） 1台          ※トラクタにはロータリー装備          超砕土ロータリー 1台          代かきハロー（2.4m） 1台          ライムソア（300L） 1台          田植機（6条・側条施肥機付き） 1台          コンバイン（4条グレンタンク） 1台          背負式仮払機 1台          水稻播種機 1台          動力噴霧機 1台          軽トラック 1台</p> <p>〔部会等の主要な共有装備〕          タマネギ半自動移植機、タマネギ掘取機、          ピッカータマネギ仕上機、選別機</p> <p>&lt;その他&gt;          乾燥調製は共乾施設委託          防除は無人ヘリ防除委託          タマネギは選果場の活用等による農協共販</p>	<p>複式簿記          記帳の実          施による          経営と家          計の分離</p> <p>青色申告          の実施</p>	<p>家族経営          協定の締          結に基づ          く給与制、          休日制の          導入</p>
	<p>&lt;作付け面積等&gt;          タバコ+ブロッコリー</p> <p>タバコ：1.0ha          ブロッコリー：1.0ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（100㎡） 1棟          乾燥保管施設（30㎡） 1棟          歩行型管理機 1台          動力噴霧機 1台          たばこ乾燥機 2基          軽トラック 1台</p> <p>〔部会等の主要な共有装備〕          トラクタ（30ps）、畝立て成型機+マル          チャー、ライムソア、野菜定植機</p> <p>&lt;その他&gt;          ブロッコリーは選果場の活用等による農          協共販</p>	<p>複式簿記          記帳の実          施による          経営と家          計の分離</p> <p>青色申告          の実施</p>	<p>家族経営          協定の締          結に基づ          く給与制、          休日制の          導入</p>
露地園芸型	<p>&lt;作付け面積等&gt;          すいか</p> <p>大型トンネル：0.8ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（50㎡） 1棟          大型トンネル 0.8ha          トラクタ（17ps） 1台          ※トラクタにはロータリー装備          歩行型管理機 1台          動力噴霧機 1台          軽トラック 1台          自走式運搬車 1台</p> <p>&lt;その他&gt;          選果場の活用等による農協共販</p>	<p>複式簿記          記帳の実          施による          経営と家          計の分離</p> <p>青色申告          の実施</p>	<p>家族経営          協定の締          結に基づ          く給与制、          休日制の          導入</p>
	<p>&lt;作付け面積等&gt;          だいこん</p> <p>だいこん（春作）：2.5ha          だいこん（秋冬作）：3.5ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（50㎡） 1棟          トラクタ（40ps） 1台          トラクタ（30ps） 1台          ※各トラクタにはロータリー装備          ライムソア（300L） 1台          クローラーリフト（中古） 1台          マルチャー、播種機 各1台          マルチはぎ取り機 1台          動力噴霧機 1台          軽トラック 1台</p> <p>〔部会等の主要な共有装備〕          マニユアスプレッダー</p> <p>&lt;その他&gt;          選果場の活用等による農協共販</p>	<p>複式簿記          記帳の実          施による          経営と家          計の分離</p> <p>青色申告          の実施</p>	<p>家族経営          協定の締          結に基づ          く給与制、          休日制の          導入</p>

	<p>&lt;作付け面積等&gt; かんきつ</p> <p>あまなつ：1.00ha せとみ：0.45ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>貯蔵庫（100㎡） 1棟 防鳥ネット 0.45ha 動力噴霧機 1台 ハンマーナイフモア 1台 軽トラック 1台 自走式運搬車 1台</p> <p>&lt;その他&gt; 選果場の活用等による農協共販</p>	<p>複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離</p> <p>青色申告 の実施</p>	<p>家族経営 協定の締 結に基づ く給与制、 休日制の 導入</p>
	<p>&lt;作付け面積等&gt; なし</p> <p>幸水：0.75ha ゴールド二十世紀 ：0.75ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（50㎡） 1棟 梨棚 1.5ha 多目的ネット 1.5ha 花粉採取機（開葯器、採葯器） 1式 スピードスプレヤー 1台 乗用草刈機 1台 軽トラック 1台 自走式運搬車 1台</p> <p>&lt;その他&gt; 選果場の活用等による農協共販</p>	<p>複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離</p> <p>青色申告 の実施</p>	<p>家族経営 協定の締 結に基づ く給与制、 休日制の 導入</p>
	<p>&lt;作付け面積等&gt; もも</p> <p>あかつき 他：0.9ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（50㎡） 1棟 多目的ネット 0.9ha 灌水施設 0.9ha スピードスプレヤー 1台 乗用草刈機 1台 軽トラック 1台 自走式運搬車 1台</p> <p>&lt;その他&gt; 選果場の活用等による農協共販</p>	<p>複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離</p> <p>青色申告 の実施</p>	<p>家族経営 協定の締 結に基づ く給与制、 休日制の 導入</p>
	<p>&lt;作付け面積等&gt; ぶどう</p> <p>トンネルメッシュ：1.5ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（50㎡） 1棟 果樹棚（トンネルメッシュ） 1.5ha 多目的ネット 1.5ha 灌水施設 1.5ha スピードスプレヤー 1台 動力噴霧機 1台 乗用草刈機 1台 軽トラック 1台 自走式運搬車 1台</p> <p>&lt;その他&gt; 販売は農協共販、贈答直売</p>	<p>複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離</p> <p>青色申告 の実施</p>	<p>家族経営 協定の締 結に基づ く給与制、 休日制の 導入</p>
施設園芸型	<p>&lt;作付け面積&gt; きゅうり</p> <p>半促成：3,500㎡ 抑制：3,500㎡</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（50㎡） 1棟 パイプハウス 3,500㎡ ※灌水施設を含む トラクタ（15ps） 1台 歩行型管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台</p> <p>&lt;その他&gt; 選果場の活用等による農協共販</p>	<p>複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離</p> <p>青色申告 の実施</p>	<p>家族経営 協定の締 結に基づ く給与制、 休日制の 導入</p>
	<p>&lt;作付け面積&gt; いちご</p> <p>ハウス：3,300㎡</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（50㎡） 1棟 パイプハウス 3,300㎡ ※暖房機、電照、炭酸ガス発生装置等を含む 育苗ベンチ 800㎡ 予冷库（1.5坪） 1基 トラクタ（15ps） 1台 歩行型管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台</p>	<p>複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離</p> <p>青色申告 の実施</p>	<p>家族経営 協定の締 結に基づ く給与制、 休日制の 導入</p>

		<その他> 選果場の活用等による農協共販		
<作付け面積等> ほうれんそう ハウス：4,000㎡	<主要な資本装備> 機械・資材庫（50㎡） 1棟 パイプハウス 4,000㎡ ※灌水施設を含む 予冷库（1坪） 1基 トラクタ（17ps） 1台 歩行型管理機 1台 播種機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 <その他> 選果場の活用等による農協共販	複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離  青色申告 の実施	家族経営 協定の締 結に基づ く給与制、 休日制の 導入	
<作付け面積> 促成トマト ハウス：4,500㎡	<主要な資本装備> 機械・資材庫（50㎡） 1棟 パイプハウス 4,500㎡ ※暖房機と灌水施設、循環扇を含む トラクタ（17ps） 1台 歩行型管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 <その他> 選果場の活用等による農協共販	複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離  青色申告 の実施	家族経営 協定の締 結に基づ く給与制、 休日制の 導入	
<作付け面積> トマト（雨よけ） ハウス：3,500㎡	<主要な資本装備> 機械・資材庫（50㎡） 1棟 パイプハウス 3,500㎡ ※灌水施設と循環扇を含む トラクタ（17ps） 1台 歩行型管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 <その他> 選果場の活用等による農協共販	複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離  青色申告 の実施	家族経営 協定の締 結に基づ く給与制、 休日制の 導入	
<作付け面積> 鉢物花き：2,200㎡ シクラメン、パンジー、ビオ ラ、花き苗、野菜苗	<主要な資本装備> 作業舎、資材庫（100㎡） 1棟 パイプハウス 2,200㎡ ※暖房施設及び灌水施設を含む 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 ソイルミキサー 1台	複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離  青色申告 の実施	家族経営 協定の締 結に基づ く給与制、 休日制の 導入	

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業専従者の対応等
土地利用型	<p>&lt;作付け面積等&gt;                      水稻+飼料用米+大豆+麦</p> <p>水稻（主食用米）：                      14.0ha                      水稻（飼料用米）：                      8.0ha                      大豆：6.0ha                      麦類：6.0ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（100㎡） 2棟                      トラクタ（40ps）、（30ps） 各1台                      ※トラクタにはロータリー装備                      超砕土ロータリー 1台                      代かきハロー（2.4m） 1台                      ライムソア（300L） 1台                      田植機（6条・側条施肥機付き） 1台                      コンバイン（4条グレンタンク） 1台                      水稻播種機 1台                      施肥播種機 1台                      乗用管理機、ブームスプレーヤー 各1台                      サブソイラー、溝掘機、カルチェ 各1台                      大豆コンバイン 1台                      軽トラック 2台</p> <p>&lt;その他&gt;                      乾燥調製は共乾施設委託                      水稻の防除は無人ヘリ防除委託</p>	<p>複式簿記                      記帳の実施</p> <p>体質強化                      のための                      自己資本                      の充実</p>	<p>組合員による共同作業</p> <p>主たる従事者3名</p>
	<p>&lt;作付け面積等&gt;                      水稻+大豆+露地野菜                      （キャベツ）</p> <p>水稻（主食用米）：                      14.0ha                      水稻（飼料用米）：                      8.0ha                      大豆：6.0ha                      秋冬キャベツ：1.8ha                      春キャベツ：0.5ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（100㎡） 2棟                      トラクタ（40ps）、（30ps） 各1台                      ※トラクタにはロータリー装備                      超砕土ロータリー 1台                      代かきハロー（2.4m） 1台                      ライムソア（300L） 1台                      田植機（6条・側条施肥機付き） 1台                      コンバイン（4条グレンタンク） 1台                      水稻播種機 1台                      施肥播種機 1台                      乗用管理機、ブームスプレーヤー 各1台                      サブソイラー、溝掘機、カルチェ 各1台                      大豆コンバイン 1台                      半自動移植機 1台                      軽トラック 2台</p> <p>&lt;その他&gt;                      乾燥調製は共乾施設委託                      水稻の防除は無人ヘリ防除委託                      露地野菜は選果場の活用等による農協共販</p>	<p>複式簿記                      記帳の実施</p> <p>体質強化                      のための                      自己資本                      の充実</p>	<p>組合員による共同作業</p> <p>主たる従事者3名</p>
	<p>&lt;作付け面積等&gt;                      水稻+飼料用米+大豆                      +麦+露地花き</p> <p>水稻（主食用米）：                      14.0ha                      水稻（飼料用米）：                      7.0ha                      大豆：6.0ha                      麦類：6.0ha                      りんどう：0.2ha</p>	<p>&lt;主要な資本装備&gt;</p> <p>機械・資材庫（100㎡） 2棟                      トラクタ（40ps）、（30ps） 各1台                      ※トラクタにはロータリー装備                      超砕土ロータリー 1台                      代かきハロー（2.4m） 1台                      ライムソア（300L） 1台                      田植機（6条・側条施肥機付き） 1台                      コンバイン（4条グレンタンク） 1台                      水稻播種機 1台                      施肥播種機 1台                      乗用管理機、ブームスプレーヤー 各1台                      サブソイラー、溝掘機、カルチェ 各1台                      大豆コンバイン 1台                      平高畦成型機 1台                      動力噴霧機、灌水施設 各1台                      軽トラック 2台</p> <p>&lt;その他&gt;                      乾燥調製は共乾施設委託                      水稻・大豆・麦の防除は無人ヘリ防除委託</p>	<p>複式簿記                      記帳の実施</p> <p>体質強化                      のための                      自己資本                      の充実</p>	<p>組合員による共同作業</p> <p>主たる従事者3名</p>

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業専従者の対応等
畜産複合	<p>&lt;飼養頭数等&gt;            肉用牛            繁殖牛=30頭            飼料作物=14ha            (延べ面積、放牧含)             水稲=3ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            繁殖牛舎(420㎡) 1棟            堆肥舎(70㎡) 1棟            飼料タンク(3㎡) 2基            小型ラッピングマシン 1台            (共同利用)            トラック(2t) 1台            (共同利用)            トラクター(42ps) 1台            (共同利用)            ライムソア(1.8m) 1台            (共同利用)            ドライブハロー(2.5m) 1台            (共同利用)            サイドレーキ(1.8m) 1台            (共同利用)            ディスクモア(1.8m) 1台            (共同利用)            ロールベアラ 1台            (共同利用)            フロントローダ 1台            (共同利用)            軽四トラック 1台            田植機(4条) 1台            コンバイン 1台            &lt;その他&gt;            ○堆肥は肥料として販売            ○稲わらは粗飼料、敷料利用</p>	<p>複式簿記            記帳の実施による            経営と家計の分離             青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p>
	<p>&lt;飼養頭数等&gt;            肉用牛            肥育牛=100頭            飼料作物=20ha            (延べ面積、放牧含)             水稲=3ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            肥育牛舎(650㎡) 1棟            飼料庫(50㎡) 1棟            堆肥舎(230㎡) 1棟            飼料タンク(3㎡) 4基            中型自走式ラッピングマシン 1台            (共同利用)            トラック(2t) 1台            (共同利用)            トラクター(42ps) 1台            (共同利用)            ライムソア(1.8m) 1台            (共同利用)            ドライブハロー(2.5m) 1台            (共同利用)            サイドレーキ(1.8m) 1台            (共同利用)            ディスクモア(1.8m) 1台            (共同利用)            ロールベアラ 1台            (共同利用)            フロントローダ 1台            (共同利用)            軽四トラック 1台            田植機(4条) 1台            コンバイン 1台            &lt;その他&gt;            ○堆肥は肥料として販売            ○稲わらは粗飼料、敷料利用</p>	<p>複式簿記            記帳の実施による            経営と家計の分離             青色申告の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p>

	<p>&lt;飼養頭数等&gt;          乳用牛=40頭          飼料作物=18ha          (延べ面積)           水稲=1.5ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;          乳牛舎(730㎡) 1棟          育成舎(130㎡) 1棟          堆肥舎(210㎡) 1棟          飼料タンク(3㎡) 2基          中型自走式ラッピングマシン          (共同利用) 1台          トラック(2t) 1台          (共同利用)          トラクタ(42ps) 1台          (共同利用)          ライムソア(1.8m) 1台          (共同利用)          ドライブハロー(2.5m) 1台          (共同利用)          サイドレーキ(1.8m) 1台          (共同利用)          ディスクモア(1.8m) 1台          (共同利用)          ロールベアラ 1台          (共同利用)          フロントローダ 1台          (共同利用)          バキュームカー 1台          (共同利用)          軽四トラック 1台          バルククーラー(1400L) 1台          ミルキングパーラー 1基          田植機(4条) 1台          コンバイン 1台</p> <p>&lt;その他&gt;          ○堆肥は肥料として販売          ○稲わらは粗飼料、敷料利用</p>	<p>複式簿記          記帳の実          施による          経営と家          計の分離</p> <p>青色申告          の実施</p>	<p>家族経営協          定の締結に          基づく給料          制、休日制の          導入</p>
畜産単一	<p>&lt;飼養頭数等&gt;          肉用牛          繁殖牛=60頭          飼料作物=29ha          (延べ面積、放牧舎)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;          繁殖牛舎(840㎡) 1棟          飼料庫(50㎡) 1棟          堆肥舎(140㎡) 1棟          飼料タンク(3㎡) 2基          中型自走式ラッピングマシン 1台          トラック(2t) 1台          トラクタ(42ps) 1台          ライムソア(1.8m) 1台          ドライブハロー(2.5m) 1台          サイドレーキ(1.8m) 1台          ディスクモア(1.8m) 1台          ロールベアラ 1台          フロントローダ 1台          軽四トラック 1台</p> <p>&lt;その他&gt;          ○堆肥は肥料として販売</p>	<p>複式簿記          記帳の実          施による          経営と家          計の分離</p> <p>青色申告          の実施</p>	<p>家族経営協          定の締結に          基づく給料          制、休日制の          導入</p>

	<p>&lt;飼養頭数等&gt;          肉用牛          繁殖牛=50頭          肥育牛=60頭          飼料作物=26ha          (延べ面積、放牧舎)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;          繁殖牛舎(700㎡) 1棟          肥育牛舎(390㎡) 1棟          飼料庫(50㎡) 1棟          堆肥舎(250㎡) 1棟          飼料タンク(3㎡) 2基          中型自走式ラッピングマシン 1台          トラック(2t) 1台          トラクタ(42ps) 1台          ライムソア(1.8m) 1台          ドライブハロー(2.5m) 1台          サイドレーキ(1.8m) 1台          ディスクモア(1.8m) 1台          ロールベアラ 1台          フロントローダ 1台          軽四トラック 1台          &lt;その他&gt;          ○堆肥は肥料として販売</p>	<p>複式簿記          記帳の実          施による          経営と家          計の分離            青色申告          の実施</p>	<p>家族経営協          定の締結に          基づく給料          制、休日制の          導入</p>
	<p>&lt;飼養頭数等&gt;          乳用牛          乳用牛=80頭          飼料作物=37ha          (延べ面積)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;          乳牛舎(1200㎡) 1棟          育成舎(350㎡) 1棟          堆肥舎(410㎡) 1棟          飼料タンク(3㎡) 3基          中型自走式ラッピングマシン 1台          トラック(2t) 1台          トラクタ(42ps) 1台          ライムソア(1.8m) 1台          ドライブハロー(2.5m) 1台          サイドレーキ(1.8m) 1台          ディスクモア(1.8m) 1台          ロールベアラ 1台          フロントローダ 1台          バキュームカー 1台          軽四トラック 1台          バルククーラー(2800L) 1台          ミルキングパーラー 1基          &lt;その他&gt;          ○堆肥は肥料として販売          ○粗飼料の不足分は購入</p>	<p>複式簿記          記帳の実          施による          経営と家          計の分離            青色申告          の実施</p>	<p>家族経営協          定の締結に          基づく給料          制、休日制の          導入</p>

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型の指標を設定した。

### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業専従者の対応等
施設単一型	<作付け面積> トマト（雨よけ）  ハウス：2,300㎡	<主要な資本装備> 機械・資材庫（50㎡） 1棟 パイプハウス 2,300㎡ ※灌水施設と循環線を含む トラクタ（17ps） 1台 歩行型管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 <その他> 選果場の活用等による農協共販	複式簿記 記帳の実施による 経営と家計の分離  青色申告 の実施	家族経営協定の締結に基づく給与制、休日制の導入  農繁期における臨時雇用の確保による加重労働の防止
	<作付け面積> 促成トマト  ハウス：2,500㎡	<主要な資本装備> 機械・資材庫（50㎡） 1棟 パイプハウス 2,500㎡ ※暖房機と灌水施設、循環扇を含む トラクタ（17ps） 1台 歩行型管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 <その他> 選果場の活用等による農協共販	複式簿記 記帳の実施による 経営と家計の分離  青色申告 の実施	家族経営協定の締結に基づく給与制、休日制の導入  農繁期における臨時雇用の確保による加重労働の防止
	<作付け面積> きゅうり  半促成：2,000㎡ 抑制：2,000㎡	<主要な資本装備> 機械・資材庫（50㎡） 1棟 パイプハウス 2,000㎡ ※灌水施設を含む トラクタ（15ps） 1台 歩行型管理機 1台 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 <その他> 選果場の活用等による農協共販	複式簿記 記帳の実施による 経営と家計の分離  青色申告 の実施	家族経営協定の締結に基づく給与制、休日制の導入  農繁期における臨時雇用の確保による加重労働の防止
露地複合型	<作付け面積等> だいこん+にんじん  だいこん（春作）：1.0ha だいこん（秋冬作）：0.4ha にんじん（秋冬作）：0.6ha	<主要な資本装備> 貯蔵庫（50㎡） 1棟 トラクタ（40ps） 1台 （共同利用） トラクタ（30ps） 1台 （共同利用） ※各トラクタにはロータリー装備 ライムソア（300L） 1台 （共同利用） マルチャー、播種機 各1台 （共同利用） マルチはぎ取り機 1台	複式簿記 記帳の実施による 経営と家計の分離  青色申告 の実施	家族経営協定の締結に基づく給与制、休日制の導入  農繁期における臨時雇用の確保による加重労働の防止

		(共同利用) 動力噴霧機 1台 軽トラック 1台 〔部会等の主要な共有装備〕 マニュアルスプレッダー、にんじん収穫機、グリーンシーダー <その他> 選果場の活用等による農協共販		
露地単一型	<作付け面積等> かんきつ  あまなつ：0.7ha せとみ：0.3ha	<主要な資本装備> 貯蔵庫(100㎡) 1棟 防鳥ネット 0.3ha 動力噴霧機 1台 ハンマーナイフモア 1台 軽トラック 1台 自走式運搬車 1台 <その他> 選果場の活用等による農協共販	複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離  青色申告 の実施	家族経営協 定の締結に 基づく給与 制、休日制の 導入  農繁期にお ける臨時雇 用者の確保 による加重 労働の防止
	<作付け面積等> なし  幸水：0.5ha ゴールド二十世紀： 0.5ha	<主要な資本装備> 機械・資材庫(50㎡) 1棟 梨棚 1.0ha 多目的ネット 1.0ha 花粉採取機(開葯器、採葯器) 1式 スピードスプレヤー(600L) 1台 乗用草刈機 1台 軽トラック 1台 自走式運搬車 1台 <その他> 選果場の活用等による農協共販	複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離  青色申告 の実施	家族経営協 定の締結に 基づく給与 制、休日制の 導入  農繁期にお ける臨時雇 用者の確保 による加重 労働の防止
	<作付け面積等> もも  あかつき 他：0.6ha	<主要な資本装備> 機械・資材庫(50㎡) 1棟 多目的ネット 0.6ha 灌水施設 0.6ha スピードスプレヤー(600L) 1台 乗用草刈機 1台 軽トラック 1台 自走式運搬車 1台 <その他> 選果場の活用等による農協共販	複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離  青色申告 の実施	家族経営協 定の締結に 基づく給与 制、休日制の 導入  農繁期にお ける臨時雇 用者の確保 による加重 労働の防止
	<作付け面積等> ぶどう  トンネルメッシュ： 0.8ha	<主要な資本装備> 機械・資材庫(50㎡) 1棟 果樹棚(トンネルメッシュ) 0.8ha 多目的ネット 0.8ha 灌水施設 0.8ha スピードスプレヤー 1台 動力噴霧機 1台 乗用草刈機 1台 軽トラック 1台 自走式運搬車 1台 <その他> 販売は農協共販、贈答直売	複式簿記 記帳の実 施による 経営と家 計の分離  青色申告 の実施	家族経営協 定の締結に 基づく給与 制、休日制の 導入  農繁期にお ける臨時雇 用者の確保 による加重 労働の防止

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業専従者の対応等
畜産複合	<p>&lt;飼養頭数等&gt;                      肉用牛                      繁殖牛 = 12頭                      飼料作物 = 8ha                      (延べ面積、放牧舎)                      水稲 = 2.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;                      繁殖牛舎 (170㎡) 1棟                      堆肥舎 (30㎡) 1棟                      小型ラッピングマシン                      (共同利用) 1台                      トラック (2t) 1台                      (共同利用)                      トラクタ (42ps) 1台                      (共同利用)                      ライムソア (1.8m) 1台                      (共同利用)                      ドライブハロー (2.5m) 1台                      (共同利用)                      サイドレーキ (1.8m) 1台                      (共同利用)                      ディスクモア (1.8m) 1台                      (共同利用)                      ロールベアラ 1台                      (共同利用)                      フロントローダ 1台                      (共同利用)                      軽四トラック 1台                      田植機 (4条) 1台                      コンバイン 1台</p> <p>&lt;その他&gt;                      分娩間隔12.5ヶ月、初産月齢23.5ヶ月                      飼料作物10a当たり生産量5600kg以上                      飼料作物の作付体系は、スーダングラス+                      イタリアンライグラス                      稲わらは粗飼料、敷料利用</p>	<p>複式簿記の                      実施による                      経営と家計の                      分離                      青色申告                      の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく                      給料制、休日制の                      導入</p>
畜産単一	<p>&lt;飼養頭数等&gt;                      繁殖牛 = 30頭                      飼料作物 = 15ha                      (延べ面積、放牧舎)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;                      牛舎 (420㎡) 1棟                      堆肥舎 (70㎡) 1棟                      中型自走式ラッピングマシン 1台                      トラック (2t) 1台                      トラクタ (42ps) 1台                      ライムソア (1.8m) 1台                      ドライブハロー (2.5m) 1台                      サイドレーキ (1.8m) 1台                      ディスクモア (1.8m) 1台                      ロールベアラ 1台                      フロントローダ 1台</p> <p>&lt;その他&gt;                      分娩間隔12.5ヶ月、初産月齢23.5ヶ月                      飼料作物10a当たり生産量5600kg以上                      飼料作物の作付体系は、スーダングラス+                      イタリアンライグラス                      放牧は集落営農法人等が所有する農地を借用                      稲わらは粗飼料、敷料利用</p>	<p>複式簿記の                      実施による                      経営と家計の                      分離                      青色申告                      の実施</p>	<p>家族経営協定の締結に基づく                      給料制、休日制の                      導入</p>

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

萩市は、農業の多様な担い手の確保に向け、認定農業者、認定新規就農者をはじめとして、定年帰農者や準主業農家等も含めた農業を担う幅広い人材の確保及び育成を図るため、以下の事項について関係機関と連携し取り組む。

特に、今後、地域農業の中心的担い手となる、認定農業者及び認定新規就農者の確保及び育成について強力に取り組を推進する。

#### (1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援を行う。

また、萩市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年帰農者や準主業農家等、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行う。

#### (2) 萩市が主体的に行う取組

新たに農業を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県、山口県農業協同組合、萩市農業委員会等関係機関と連携し、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応、必要となる農用地の確保や農業用機械施設の整備及び販路開拓の支援など、就農準備から定着まで一貫してサポートを行う。

また、新たに農業を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国や県による支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれるものに対しては、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### (3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

萩市が全体的な管理、推進を行いながら、県農林水産事務所、農業委員会、山口県農業協同組合等の関係機関と連携し、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実

施、必要となる農用地の確保や農業用機械施設の整備支援、就農後のサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 市、農業委員会、公益財団法人やまぐち農林振興公社は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、移住就農、農地確保に関する相談対応、情報提供及び必要となるサポートを行う。
- ② 市、県農林水産事務所、山口県農業協同組合は、新たに農業経営を開始した者に対し、栽培技術、営農活動に関する情報提供及び指導を行う。
- ③ 市、県農林水産事務所、山口県農業協同組合は、新たに農業経営を開始した者に対し、農業用機械施設の斡旋、確保、整備資金調達のサポートを行う。
- ④ 市は関係機関と連携し、地域計画を作成する地区において、地域農業を担う者を受け入れるための意識の醸成を図るとともに、受入体制の整備を促す。

#### (4) 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は関係機関と連携し、農業を担う者の確保のため、就農希望者の受入、研修受入、地域の農業の現状、経営移譲を希望する農業者の情報を把握するように努め、必要に応じ関係機関で情報の相互提供を行い、就農等希望者の円滑な就農に繋がるよう指導を行う。

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備考
おおむね70%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、耕地面積に占める認定農業者（特定農業法人を含む）、認定就農者、市町基本構想の水準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農が所有権、利用権、作業委託（基幹3作業）により経営する面積の割合である。

2 目標年次は令和5年度末とする。

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市、農業委員会、農地中間管理機構、山口県農業協同組合、土地改良区等の関係機関が連携し、地域計画の策定を通じ地域の合意形成を図りながら、農用地の確保、有効利用、団地面積の増加による集約化を進めることにより、担い手への農用地の集積に努めるとともに、有機農業等の環境に配慮した農業の推進、放牧利用、蜜源利用、及び省力栽培等による、農用地の保全等の取り組みを推進する。

### 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

萩市は、山口県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、萩市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

萩市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地の集約化等、効率的な農用地利用を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 阿北地域においては、概ねほ場整備等の基盤整備は終了しているが、未整備地区、または、経年劣化等で生産基盤の改修が必要な地区及びIoT等を活用したスマート農業や農業用機械の大規模化に対応するため再基盤整備が必要な地区について支援を行う。

また、集落営農法人及び法人連合体が組織されている地区においては、以後も法人及び法人連合体が地域の中心経営体として農業の持続的発展が図られるよう支援を行うこととする。

なお、集落営農法人が組織されておらず、経営基盤の小さい兼業農家が多い地域においては、効率的な農用地利用の推進による担い手の経営強化を図るため、担い手への農地の集約化を図ることとする。

リーダーの育成強化

多様な担い手の確保

関係機関との連携により地域生産システムの構築

地産地消の取組とマーケティング活動及び新規品目の導入の取組

イ 阿中地域については、基盤整備済みのほ場を中心に将来にわたり活力ある農業・農村を維持すべく消費者ニーズに則した安定した農産物の生産に取り組むこととする。

また、既存の集落営農法人の連携強化のため、集落営農法人連合体への誘導を図り、地域の中心経営体として農業の持続的発展が図られるよう支援を行うこととする。

なお、集落営農法人が組織されておらず、経営基盤の小さい兼業農家が多い地域においては、効率的な農用地利用の推進による担い手の経営強化を図るため、担い手への農地の集約化を図ることとする。

地域農業担い手の育成と生産組織の再編強化とリーダーの育成

環境と調和した生産体制への取組み

農業経営強化のための関係機関との連携による生産システムの構築

地域特性を生かした産地づくりの推進

ウ 阿西萩地域については、新たな国の施策に向けた計画的な多品目生産の振興と、産地活性化を推進する。

また、集落営農法人及び法人連合体が組織されている地区においては、以後も法人及び法人連合体が地域の中心経営体として農業の持続的発展が図られるよう支援を行うこととする。

なお、集落営農法人が組織されておらず、経営基盤の小さい兼業農家が多い地域においては、効率的な農用地利用の推進による担い手の経営強化を図るため、担い手への農地の集約化を図ることとする。

多様な担い手の確保とリーダー育成

高齢者が取組みやすい生産活動への支援

多品目生産の振興と、地産地消の多元販売が可能な顔が見える産地づくりに取組

## 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催については、緊急に協議を行う必要がある場合を除き、当市の基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、関係地域への事前周知並びに既

存の農業者の集まる機会等を活用した周知を行う。

協議の場については、原則、実質化された人・農地プランの区域毎に設定することとし、農業者の他、市、農業委員会、山口県農業協同組合、農地中間管理機構、県農林水産事務所等、幅広い農業関係者の参画を図るとともに、協議の場では、地域の農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行い、効率的に農地の集約化が行われるよう、農地中間管理事業を活用した利用権の設定の促進を図る。

また、協議に係る問い合わせ等への窓口を萩市に設置する。

なお、地域計画の策定、公表後においても、計画に基づいて適正に利用権設定がなされているかなど、適宜、計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて再度協議を行い、計画変更を行う。

## 1-2 農用地利用集積計画の作成に関する事項（法の経過措置）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により、農用地利用集積計画を定める場合には、以下の事項により行う。

### （1） 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、（ア）、（ウ）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格化法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

る。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されているものであること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、農用地利用集積計画により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは利用権の設定等を行う場合には、当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他改正法施行前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、農用地利用集積計画により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## （2） 利用権の設定等の内容

農用地利用集積計画により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## （3） 開発を伴う場合の措置

① 萩市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から改正法の施行前の法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 萩市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 萩市は、(5) の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 萩市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

- ① 萩市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 萩市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、農用地利用集積計画の作成が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4) の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90

日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 萩市は、(5) の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 萩市は、(5) の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、萩市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 萩市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては利用権の設定等を受けようとする者 ((1) に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。) について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等 ((1)の④に定める者である場合については、貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。) を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定 (又は移転) を受ける利用権の種類、内容 (土地の利用目的を含む。) 始期 (又は移転の時期)、存続期間 (又は残存期間)、借賃及びその支払の方法 (当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する

損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の事項

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正法の施行前の農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨の事項

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

## (8) 同意

萩市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

## (9) 公告

萩市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)

の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑤までに掲げる事項を萩市の掲示板への掲示により公告する。

#### （１０）公告の効果

萩市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### （１１）利用権の設定等を受けた者の責務

農用地利用集積計画により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

#### （１２）農業委員会への報告

萩市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（改正法の施行前の農地法第６条の２第１項）があった場合は、その写しを萩市農業委員会に提出するものとする。

#### （１３）紛争の処理

萩市は、農用地利用集積計画による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### （１４）農用地利用集積計画の取消し等

① 萩市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（改正法施行前の法第１８条第２項第６号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 萩市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 萩市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を萩市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 萩市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 萩市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。萩市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

萩市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、

土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、認定農業者及び特定農業法人等担い手への集積が既に進んでいる地区等においては、その地区を一部除外することができるものとする。

### （3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### （4）農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### （5）農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を萩市に提出して、農用地利用規程について萩市の認定を受けることができる。
- ② 萩市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び該当認定に係る農用地利用規程を萩市の掲示板への掲示により公告する

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業法人」という。）を、当該特定農業法人の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人の名称及び住所

イ 特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 萩市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業

の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導援助に努める。
- ② 萩市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、あぶらんど萩地域農業推進協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

萩市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの推進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地の集約化等、農作業及び農地利用の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地についても適切に管理し、将来の担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業の受託を行う生産組織の育成、共同利用機械施設等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

萩市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 萩市は、各種事業により導入された施設等を活用し、農村の活性化を図り、農村の健全な発展により、望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 萩市は、経営所得安定対策等大綱の趣旨を鑑み各対策への積極的な取り組みによって、経営規模の拡大による転作作物の産地化を図るとともに、集落営農組織、作業受委託組織及び法人連合体の育成を進め、水田農業の生産コストを低減することにより、効率的かつ安定的な農業経営に誘導する。

ウ 萩市は、農村の生活環境の改善を図り、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 萩市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

萩市は、農業委員会、県農林水産事務所、山口県農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他学識経験者をもって構成するあぶらんど萩地域農業推進協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。あぶらんど萩農業振興協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、萩市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

1. この基本構想は令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

1. この基本構想は令和5年9月1日から施行する。

別紙1（第5の1-2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正法の施行前の法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項の規定による地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正法の施行前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地として、その行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正法の施行前の法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令

(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を該当事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
  - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること

別紙2（第5の1-2の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として使用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年～5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発しての農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は開発してその効果を発揮する上で適切と認められる一定期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間等からみてこの存続期間では相当ではないと認められる場合には、異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第5の1-2の2によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、農用地利用集積計画により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利</p>	<p>1 農地については、地域の実情及び当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地についてはその採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の対賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される賃貸の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃はそれを金額換算した額が、上記の1～3までの規定によって算定される額に相当するように定める。</p>	<p>1 賃貸は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 賃貸を金銭以外のもの定めようとする場合には、原則として毎年一定の期日まで当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては農用地利用集積計画により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目いかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨定めるものとする。</p>

用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。			
--	--	--	--

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 （又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産性評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作業等毎に、農業経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③の中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによる。</p>